

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 職員衛生管理規程

平成 19 年 8 月 21 日
神社協規程第 40 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、労働安全衛生法（以下「法」という。）に定めるもののほか、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員の健康確保について必要な事項を定めるものとする。

(衛生管理者)

第 2 条 本会に、法第 12 条第 1 項に基づき衛生管理者を置く。

2 前項の衛生管理者は、法第 12 条第 1 項に規定する資格を有する職員のうちから会長が選任する。

(衛生管理者の職務)

第 3 条 衛生管理者は、次に掲げる事項を処理しなければならない。

- (1) 健康診断の実施及び健康に異常のある者の発見、処置に関すること。
- (2) 執務条件、環境、施設等の衛生上の調査改善に関すること。
- (3) 衛生教育及び健康保持等に関すること。

2 前項に掲げる措置をしたときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(産業医)

第 4 条 本会に、法第 13 条に基づき産業医を置く。

(産業医の職務)

第 5 条 産業医は、次に掲げる事項を処理し又は、指導するものとする。

- (1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。
- (2) 衛生教育その他職員の健康保持、増進及び健康障害等の調査、再発防止のため医学的措置に関すること。

2 前項に掲げる事項について、会長又は衛生管理者に対して勧告することができる。

(健康診断の実施及び周知、治療等)

第 6 条 健康診断の実施においては、法第 66 条及び労働安全衛生規則に定めるところにより実施する。

- 2 実施にあたっては、あらかじめ職員に通知する。
- 3 職員は、前項の健康診断を受けなければならない。但し、業務の都合上、その他の理由により受けられない場合は、別に指定する日時、場所にて受けるものとする。
- 4 診断の結果、指示を受けた職員は、治療、療養に努めるとともに治癒し勤務に復する場合は、産業医等の診断書を提出するものとする。

(秘密の保持)

第 7 条 健康管理に従事する職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(衛生委員会)

第8条 法第18条第1項に基づき 職員の衛生管理対策の推進について調査審議させ 意見を求めるため、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(調査審議事項)

第9条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、会長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべく対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係わるものに関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止に関する重要事項。

(組 織)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 衛生管理者
- (3) 前各号に掲げる者以外で会長が必要と認め指名する者4名

(議長及び職務)

第11条 委員会の議長は、前条に規定する1号委員とする。

- 2 議長は、委員会の会務を総理する。
- 3 議長事故あるとき又、欠けたときは議長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(議 事)

第12条 委員会は、議長が召集し過半数の出席がなければ開催することができない。

(委 任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年8月21日から施行する。